

条例制定に係る前提

- ・子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業に関する基準をはじめ、3つの基準については、国の基準を踏まえ市町村が条例で定めることとなっている。
- ・子ども・子育て支援法や児童福祉法で「市町村は、条例で基準を定めなければならない」ことになっているため、事業の実施についての判断に関わらず定める必要がある。
- ・施設・事業の認可や確認に向け、遅くとも9月議会に条例案を提案しなければならない。

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の考え方について

(1) 本市の待機児童解消の考え方

【児童福祉審議会（平成22年1月）の答申】

・保育所整備のあり方について、既存保育施設の活用にあたっては、保育の質の確保の観点から、認可保育所での対応を優先するものであり、認可外保育施設の活用は、分園や小規模保育所を含む認可保育所だけの対応では課題解決が困難な場合の限定した活用に留める等、慎重な対応が必要。

- ・これまで、上記の児童福祉審議会の答申を踏まえ、保育所分園や小規模定員の保育所創設、既存認可保育所の定員枠増など、低年齢児を中心に保育所入所枠の拡大に努めてきた経過がある。
- ・一方、子ども・子育て支援新制度の全国共通の仕組みの中で、低年齢児に集中する待機児童を解消するため、小規模でフレキシブルな対応が可能である地域型保育給付として、小規模保育事業等が創設された。
- ・本市においては、これまでの経過を踏まえ、平成27年度以降においても、待機児童の解消については、まず認可保育所及び認定こども園での対応を基本と考えている。

(2) 子ども・子育て支援事業計画における見込み量確保の方策

- ・子ども・子育て支援事業計画における見込み量確保の方策に関する具体的な検討については9月下旬までに行う必要がある。
- ・前回の専門部会において見込み量確保の方向性に対するご意見として
 - ・0歳児～2歳児の見込み量確保の方策として、保育所や認定こども園だけでなく、小規模保育等での対応が考えられるため、保育所・認定こども園でどれくらい確保できるか整理した上で、小規模保育で対応する量を検討する必要がある。
 - ・小規模保育のメリット・デメリットの整理が必要。などのご意見をいただいた。
- ・本市においては、待機児童の解消については、認可保育所及び認定こども園での対応を基本と考えているが、保育を必要とする全ての子どもが入所できる環境整備を進める中では、待機児童数に偏在が生じ、地域によっては規模の小さな保育施設が必要となることも考えられる。そのため、保育を確保する一つの方策として、小規模保育（認可保育所と同等の基準であるA型）の活用も検討課題であり、引き続き専門部会で検討を行う。

(3) 条例の考え方について

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、国基準を市の基準としつつ、条例制定の前提を踏まえた対応を行う。
- ・見込み量の確保方策については、引き続き検討が必要であるため、条例の検討とは切り離し対応し、前述の(1)(2)を踏まえ、活用する施設・事業の優先順位、量など具体的な検討を行う。

2. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の考え方について

(1) 放課後児童室のあり方について

【前回の子ども子育て会議での意見】

- ・平成27年4月より、児童一人当たりの面積などを基準どおりに運用すると、多数の待機が生ずるのではないかと懸念。一定、経過措置を設ける必要があるのではないかと懸念。
- ・児童室などの現場の声も聴いた上で、基準条例を制定してもらいたい。

【方向性】

- ・全学年の子どもを対象に、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」の場を提供する。
- ・放課後児童室の子どもが安全で快適な生活がおくれるように、学校施設を活用した児童室環境の整備に努める。

【基本的な考え方】

- ・小学校での事業実施は移動の負担等もなく、校庭などで他の子ども達や地域の方と触れ合うこともできるため、学校施設の活用を推進する。
- ・法改正に伴う基準条例の制定により、1クラブの定員、専用区画などの設備基準を満たすため、学校と連携し、専用室の確保に努める。
- ・子どもの自主性を尊重し、自身が安心でき、楽しいと思える放課後児童室を構築する。
- ・配慮を要する子どもの育ちの支援という観点から十分考慮しながら、個々の状況等に応じて、子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことのできる環境づくりをめざす。

(2) 条例の考え方について

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、1室あたりの児童数及び面積について、本市の実態と相違する点があるが、子ども・子育て支援新制度の事業として、新たな基準を満たすため、環境づくりに努めていく。そのため、国基準を市の基準としつつ、経過措置を設けながら対応していく。